

令和3年3月吉日

事業者 各位

公益社団法人
滋賀労働基準協会東近江支部
支部長 谷中 洋文

安全衛生推進者養成講習会の開催について

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第12条の2では中小事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため、安全管理者、衛生管理者の選任を必要としない10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において、安全衛生業務を担当する安全衛生推進者を選任しなければならないことになっております。

事業場規模別死傷災害発生状況を見ると、50人未満の中小事業場での災害発生の度合い(年千人率)が50人以上事業場よりもはるかに高く、全体の労働災害減少には中小事業場の安全衛生管理体制の強化が極めて重要な課題となっています。

つきましては、滋賀労働局の登録を受けて(登録番号; 滋第4号・登録有効期限; 2024年3月30日)、下記のとおり安全衛生推進者養成講習会を開催しますので、貴事業場担当者の受講と共に、関係する構内協力会社の担当者の受講についてもご配慮をお願いいたします。

なお**50名以上の事業場**におかれても、ライン現場部門の安全衛生推進担当者の日常活動に必要な知識となりますので、是非受講いただきたく併せてお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 令和3年6月17日(木)～18日(金) 午前10時～午後4時10分
- 場所 G-NETしが(男女共同参画センター) 近江八幡市鷹飼町80-4
JR近江八幡駅から徒歩10分 駐車場250台有り
- 講習科目 ①安全管理 ②健康の保持増進
③作業環境管理及び作業管理 ④安全衛生関係法令
⑤リスクアセスメント ⑥安全衛生教育
- 受講料 11,880円(テキスト代、消費税を含む)
- 受付開始 4月1日(木)
- 締切日 6月10日(木) 但し定員50名に達し次第締切ります。
- 申込方法 ①次頁の申込書に必要事項を記入し、FAXにてお申し込み下さい。
受付後、受講票をFAX致します。
〒527-0022 東近江市八日市上之町1-43 松原ビル3F
(TEL 0748-24-1907 FAX 0748-25-2315)
②受講料は次の口座へお振込みください。(当日現金支払は不可)
滋賀銀行 八日市東支店(普)036759 滋賀労働基準協会 東近江支部

8. その他

- ① 実施日から遡って5営業日以降にキャンセルされた場合は受講料の返却はできません
- ② 講習終了後「修了証」を交付しますので必ず認印を持参してください
- ③ 当日37.5℃以上の熱のある方、又は、体調がすぐれない方は受講をご遠慮願います。
- ④ 受講中は基本的にマスクの着用をお願いします
- ⑤ 本講習会では有資格者に対して一部科目の免除が可能ですが、せっかくの機会ですので受講者の皆さまには全ての科目を受講していただき日々の安全衛生活動にお役立ていただけますようお願いしております
- ⑥ 注：お申し込み時の受講者の氏名・住所・生年月日そのまま修了証に反映されますので正確にご記入願います。

記入ミスによる修了証の再発行は手数料が発生いたします

以上

安全衛生推進者養成講習受講申込書

申込日 年 月 日

FAX 0748-25-2315

公益社団法人

滋賀労働基準協会東近江支部 行

受講者氏名	生年月日	現住所
	昭和 平成 . .	
	昭和 平成 . .	
	昭和 平成 . .	

※ 受講申し込みにあたって記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。

事業場名 _____

所在地 _____

事業者職氏名 _____

担当者氏名 _____

TEL _____

FAX _____